通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十八号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号中

「

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色

を

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、青色、赤色、茶色及び緑色

」